



横浜市立谷本中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和元年6月12日改訂

令和5年2月21日改訂

令和6年2月20日改訂

はじめに

文部科学省及び横浜市いじめ防止基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法第13条」をもとにいじめは絶対に許されない行為、また、違法行為ととらえ、谷本中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。在籍する生徒等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図ります。

1 目的

「いじめ防止対策推進法」の公布を受け、いじめの未然防止、早期発見及び対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義・・・法で定められた定義であり、国や市と同一とする。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

学校とは、生徒一人ひとりが互いに認め合い、共に学び合い、自分たちの良いところを見つけ、伸ばそうとする意欲を学校生活全般の中で引き出していく場所である。

その為に、教職員は、生徒が意欲を持って取り組めるわかる授業や学校行事を通して、望ましい人間関係づくりを行い、未然防止としていじめが起こりにくい学校風土づくりをする。また、研修会等を通して教職員の人権意識をさらに高め、教職員の資質の向上を図る。また、生徒、保護者、地域の方々、他の教職員から信頼されるように努める。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互的に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを絶対に許さない子ども社会の実現に努める。

《いじめ根絶に向けた方針の3つの視点》

- ◆いじめの未然防止
(学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など)
- ◆早期発見・早期対応
(いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上など)
- ◆適切な対処・措置
(児童生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など)

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置及び組織的な取組

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・ 構成員（校長、副校長、学年主任、生徒指導専任教諭、生活指導部長、養護教諭、人権教育推進担当）ただし、状況に応じて、心理の専門家として「S C（スクールカウンセラー）」、福祉の専門家としては「S S W（スクールソーシャルワーカー）」を想定し参加を求める。

② 「いじめ防止対策委員会」の運営・活動内容

《運営・活動内容》

- ・ いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取り組む。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」は、月に一回定期的に開催する。
- ・ いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・ いじめに関する情報の収集や対応状況等を記録し、進捗の管理を行う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止について

- ・ いじめは、どの子どもにも起こりうる事案であることとして考える。
- ・ いじめが起きにくく、許さない環境づくりに努める。
- ・ 学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム（各種指導計画等）を策定する。
- ・ 人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を通して、集団づくりに取り組む。
- ・ 「体育祭」「合唱コンクール」など学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、周囲の協力や他者への思いやりなどを意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
- ・ 「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」を道徳教育と関連づけ、全体で取り組み、自分たちの身近な社会、さらに日本の伝統文化・世界の歴史や現状についての知識・理解を深める。
- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などを活用し、子どもたちの主体的な取組を支援する。
- ・ 本委員会の存在・活動を、生徒・保護者に周知する。

② いじめの早期発見について

- ・ いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを構築し、こまめな情報共有に努める。
- ・ 人権週間およびいじめ解決一斉キャンペーンにおける全市一斉のアンケートの実施及び年間3回の教育相談の実施を通して生徒と向き合う。また、年2回個人面談を行い保護者と情報交換・共有を図っていく。必要に応じてP D C Aサイクルでの検証を行い、いじめを見逃さない体制をつくり、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 月初めに定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- ・ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめの疑いがあった段階で、組織的な対応（いじめ防止対策委員会）を徹底する。
- ・ 当該生徒や情報を伝えてくれた生徒の安全を確保し、安心して学校に登校できる環境を整えるよう努める。
- ・ 当該生徒及び保護者の心情に沿った面談等を行い、意向を配慮して対応する。
- ・ 関係生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的な指導、支援にあたる。
- ・ 警察署等関係機関、専門機関と連携する。
- ・ 解決に至るまでの記録の作成。
※「いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報します」

④ いじめの解消 ※少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめの行為が少なくとも3ヶ月の間みられないこと。
- ・ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑤ 特に配慮が必要な生徒

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 令和6年能登半島地震により被災した児童生徒

⑥ 研修等の実施

- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を計画的に実施する。
- ・生徒理解研修やケース会議、カンファレンスを推進する。

⑦ 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

⑧ 取組の年間計画

《年間計画》※ 月1回「いじめ防止対策委員会」を実施する。「認知・支援方針の決定」

※ 毎月のアンケート実施

4	いじめの定義、生徒理解研修・地域理解研修・前年度の引継ぎ等・生活に関わるアンケートと教育相談
5	自然教室等体験活動・国際平和スピーチコンテスト参加・いじめ早期発見のためのアンケート（記名式・教育相談）・体育祭等集団活動
6	修学旅行等体験活動・学校家庭地域連絡協議会・YPアセスメント①・SOSの出し方プログラム
7	個人面談・祭礼パトロール・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）
8	生徒指導専任研修・祭礼パトロール・横浜子ども会議（青葉区内での話し合い）・生活に関わるアンケートと教育相談
9	
10	合唱コンクール等集団活動
11	職業体験等活動・YPアセスメント②
12	個人面談・いじめ解決一斉キャンペーン
1	生活に関わるアンケートと教育相談
2	新入生保護者説明会(携帯端末に関する説明も含む)
3	まとめ（新年度引継）

4 重大事態への対処について

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日間を目安とする。）
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
例えば、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患発症した場合

発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年度末に点検を行い必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。